

ふれあい相談センター利用注意事項

- 1 当センターは、「ふれあいカード」登録に基づき結婚の相談およびあっせん仲介等の業務を行います。
- 2 「ふれあいカード」の申込みは本人が行なって下さい。
- 3 写真は3ヶ月以内の1人で写っているもの。
- 4 紹介により知り得た情報は秘密厳守でお願いします。
- 5 紹介以後の交渉は当事者同士にてお願いします。
- 6 紹介に伴って生じた損害等は当事者間で解決して下さい。
- 7 婚約成立した時は当センター又はウエディングアドバイザー（結婚相談員）に連絡して下さい。登録を抹消させていただきます。
- 8 登録有効期間は3年間とします。更新希望の方は新規申し込みが必要です。
- 9 登録カード及び写真は返却いたしません。

※ 次の行為があった場合は登録を取り消します。

- ① ふれあいカードに虚偽の記載をした場合
- ② ウエディングアドバイザーに誠意をもって応じない場合
- ③ 当センターを悪用又は傷付けるような行為をした場合
- ④ その他、社会福祉協議会（会長）が適当で無いと認めた場合

※ 年末年始（12月29日～1月3日）水曜日、祝日を除く、すべての日午前9時～午後5時まで行なっています。※イベント開催日は休館します。

ふれあい相談センター TEL 0531-23-3009
FAX 0531-23-3970

ふれあいカード

社会福祉法人 田原市社会福祉協議会長 殿

申込年月日		令和 年 月 日		※写真は貼らずに1枚持参 (写真のサイズに決まりはありません) ※3ヶ月以内の写真でお願いします ・1人で写っているもの ・正面を向いているもの ・背景が明るいもの ※写真の返却はしませんのでご了承ください	
登録番号	—	性別	男・女		
ふりがな					
1 氏名					
2 生年月日		昭・平 年 月 日(歳)			
3 現住所		〒			
寮・アパート名					
4 学歴		大院・大・短・専・高・中		5 職業	
6 趣味					
7 身長・体重		cm kg		8 血液型 A・B・O・AB	
9 現在の住居		自己持家・家族持家 寮・アパート・その他()			
10 婚姻歴		初婚・再婚(同居子供有 人、別居養育有 人)・再婚(子供無)			
結婚相手(希望)		初婚・再婚(子供有)・再婚(子供無)・どちらでも			
11 年収		①100万以下 ②100~200万円 ③200~300万円 ④300~400万円 ⑤400万円以上			
12 相手の希望条件		年齢		学歴	
		職業		年収	
		嫁・婿 行く・来てもらう・どちらでも良い			
13 自己PR					
14 携帯番号				15 メールアドレス	
16 イベント等の連絡方法		郵送(可・不可)		郵送不可の場合(電話・メール)	
17 現住所以外へ連絡希望		〒		Tel	

注 1 ふれあい相談センターに本人が申し込んでください

2 このカードは自筆でお願いします

3 ここに記載した事項は、紹介する相手にお伝えすることがありますので、あらかじめご了承ください

4 ふれあいカードは、申込みの日から3年を経過しますと処分いたしますので、引き続き登録を希望される場合は再度申込みをしてください

5 登録期間中に婚約が成立した時は、必ず連絡してください

6 記入したくない項目は未記入でもかまいません

恋サポメールの登録
有・無